局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	福祉局高齢者施策部
担当課名	いきがい課

項目名	【整理番号１０７】　老人憩の家運営助成事業（常設分） （「地域高齢者活動拠点（老人憩の家）提供事業補助金」へ平成 24 年度から名称変更）
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・廃止 ２　見直し内容・留意事項 ・　他都市より上回っているため縮小 ・　利用者負担を求める等により、地域集会所と同様、自主運営を図ることとし、運営助成を廃止。 〔局・区の考え方〕 ・　高齢者ができる限り健康を維持し、介護が必要な状態にならないようにするためには、高齢者が生きがいや社会とのかかわりを持ち続けることが重要である。 ・　このため老人憩の家は、地域の高齢者の自主活動のための拠点であり、生きがいづくりや社会参加を促進する施設として設置している。また国の通知に基づき利用料は無料として施設運営のための経費の補助を行い、高齢者の自主活動を支援している。 ・　食事サービス事業や地域ネットワーク委員会事業など地域住民の見守り等の活動拠点ともなっており、地域のボランティア活動や福祉活動の拠点施設としても重要な役割を担っている。 ・　自主運営を図り利用者負担を求めることは、利用者の減少を招き、高齢者の自主活動が抑制され、引きこもりの増加など、地域高齢者の福祉の低下が懸念されるため、引き続き支援が必要である。 ・　他の政令市においても、千葉市を除く１７市において老人憩の家を設置し、その運営経費については全ての市で公費負担している。（指定管理等 14 市、運営助成 2 市、指定管理と運営助成 1 市） ・　また地域の高齢者の活動拠点は市によって様々であり、比較４都市においても、神戸市では、高齢者を含めた地域の福祉活動の拠点施設として小学校下に１箇所「地域福祉センター」を設置し、京都市では、小学校下に１箇所「老人クラブハウス」を設置し、老人憩の家以外の施設においても高齢者の自主活動を支援している。 ・　当該施設は、各地域によって実情が異なることから、各区に移管のうえ、各区において拠点施設としてのあり方等を検討し、地域の実情に応じた運営を行うことが望ましいと考える。
参考データ等	なし